

平成 28 年 2 月 12 日
総務省

政治的公平の解釈について（政府統一見解）

放送法第 4 条第 1 項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たって、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。

その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、

- ① 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のよ

うに、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

- ② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。

これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。

なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

以上

め、その説明を聽取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(谷合正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷合正明君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会会長松井勝人君外四名を参考人として出席を求めるに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(谷合正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷合正明君) 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○藤川政人君 おはようございます。

本日は、放送法に定める放送の政治的公平性について議論をさせていただきたいと思います。

放送法第四条第一項第二号は、放送番組の編集について政治的に公平であることを求めるとともに、同項第四号において、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、すなわち、政治的公平性、論点多角性を求めております。

放送法はこのように明確に放送の政治的公平性を求めておりますが、それにもかかわらず、最近の放送番組を見てみますと、とても政治的公平性が遵守されているとは言い難いものがたくさん見受けられます。

総務大臣は、最近の放送を御覧になって、政治的公平性が遵守されているとお考えですか。御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 最近の放送を見てどう

思うかということなんですか。割と忙しくしておりますと、放送番組をじっくりとたくさん見る機会には恵まれておりません。

ただ、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものでございまして、放送法は放送事業者による自主自律を基本とする枠組みになっておりますから、個別の放送番組の内容について何か言えということでしたら、なかなかコメントはしづらうございます。

なお、個別の番組について何が社会的な問題が発生した場合には、まずは放送事業者が自ら調査を行なうなど、自主的な取組が行われることとなりますが、総務省としても、その放送事業者の取組の結果を踏まえて適切に対応するということにしております。

○藤川政人君 私は、放送事業者による自主自律を基本とする枠組みはもちろん極めて重要であると考えておりますが、その名の下に放送法が求められる政治的公平性が遵守されているとは思えない放送番組が見受けられる現状は問題が多いと考えております。國論を二分するような政治的課題について、一方の意見のみを取り上げて放送している番組も散見されます。

そこで、政治的公平性について、総務省として従来のような基準に沿って指導、そして助言をされてきたのでしょうか。総務大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 放送法第四条第一項第二号の規定により、放送事業者は放送番組の編集に当たり政治的に公平であることが求められております。ここで言う政治的に公平であることは、これまでの国会答弁を通じて、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から、特定の政治的見解に偏ることなく番組全体としてのバランスの取れたものであることを解説をしてきたところであります。その適合性の判断に当たりましては、一つの番組ではなく

これまで、放送事業者に対して、放送法第四条第一項第二号の政治的に公平であることに違反したこととして行政指導が行われた事例はございません。

○藤川政人君 そうですね。大臣が今おっしゃられた、従来、放送事業者の番組全体を見て判断するということが政治的公平性の判断基準になつてゐるようです。

私は、この一つの番組ではなく放送事業者の番組全体を見て判断するということが、放送法の求めている政治的公平性の意味を非常に分かりにくくしているのではないかなどいうことも考えるわけであります。

平成二十六年五月十三日の総務委員会におきましては、当時の新藤総務大臣は、限られた放送時間等の制約の中で世の中の関心に応える番組を適切に編集していくためには、個々の番組で政治的公平性や論点の多角性を確保することが物理的に困難な場合もあることから、他の時間帯の番組と一緒に、放送時間等の制約が特段ないケースにおいては個々の番組で政治的公平性や論点の多角性を確保しようと努めることは、これは放送法に基づいて、放送時間等の制約が特段ないケースにおいては個々の番組で政治的公平性や論点の多角性を判断する旨述べられているとともに、この原則の下で、個々の放送事業者の自主自律の判断に合わせた番組全体として政治的公平性や論点の多角性を判断する旨述べられているとともに、この原則の下で、個々の放送事業者の自主自律の判断に合わせた番組全体として政治的公平性や論点の多角性を判断することを基準とするとしても、ただこのことを言いつ放しては放送事業者に逃げ道を与えるだけでありまして、判断基準として全く役に立たないと考えます。

過去に、政治的公平性について問題が指摘された番組に関して、この番組だけでは不公平のように見えますが、他のこういう番組できちんと穴埋めをしており、これらと合わせた番組全体として政治的公平性、論点の多角性は確保されているのですと具体的に説明された事例はあるのでしょうか。そのことを放送事業者がきちんと世の中に対して説明しなければこの基準は全く意味がないと考えますが、総務大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(高市早苗君) 放送法は放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとなっており、放送番組は、その下で放送事業者が自らの責任において編集するものであります。政治的公平の観点から番組編集の考え方について社会的に問われた場合には、放送事業者において、政治的公平を確保しているということについて国民に対して説明をする必要があると考えております。

○藤川政人君 そのことについては総務省としてきちんと放送事業者を指導していただきたい、これは私からの本当に強い御希望とさせていただきます。

それから、最近の放送番組を見ておりますと、

一番組だけであつてもやはり極端に政治的公平性が遵守されていないものがあると考えますが、いかがでしょうか。放送時間等の制約は、およそそうした極端な場合でもその内容を正当化する理由にならないのではないか。

かつて類似の例があつたと思いますが、例えば、選挙直前に特定の候補予定者のみを密着取材して、選挙公示の直前に長時間特別番組で放送する場合があります。こうした場合は、たとえ一番組だけであつても政治的公平性に反すると言えるのではないかと考えますが、総務大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(高市早苗君) 放送法第四条第一項第二号の政治的に公平であることに関する政府のこれまでの解釈の補充的な説明として申し上げまし

たら、一つの番組のみでも、選挙期間中又はそれに近接する期間において殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のよう、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合といった場合には、一般論として政治的公平性を逸脱している場合に一層取り上げる特

に公公平であることを確保しているとは認められないと考えます。

○藤川政人君 そうですね。

また、國論を二分するような政治的課題があるときにも政治的公平性は厳格に維持されなければならないと考えます。

最近の放送の中には、國論を二分するような政治的課題について、例えば、一方の政治的見解をほとんど紹介しないで他方の政治的見解のみを取り上げ、それを支持する内容を相當時間繰り返して放送しているようなものも見受けられます。このような放送番組は、やはり一番組であつたとしても政治的公平性に反すると言えるのではないかと考えますが、総務大臣、いかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) 前問と同じように、政府のこれまでの解釈の補充的な説明として申し上げますが、一つの番組のみでも、國論を二分するような政治課題について、放送事業者が一方の政

治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げてそれを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のよう

に当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合といつた極端な場合においては、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないものと考

えます。

○藤川政人君 ありがとうございます。

放送番組の政治的公平性については、放送事業者の番組全体を見て判断するということが原則であります。やはり極端に政治的公平性を逸脱している場合には、一層御指導いただいたい

ものと考えます。その点についても放送事業者を十分御指導いただきますようお願いを申し上げ、この質問を終えさせていただきたいと思います。

それでは、続いて、大変憂慮している問題があ

りますが、まず、四月末以降、箱根山では火山活動が活発化し、五月六日には気象庁が箱根山の噴火警戒レベルを、「これは平常から」、火口周辺規制に引き上げております。地元住民の皆様や自治体の皆様の御心配、御労苦を思いますと、今後の火山活動の鎮静化を心から願つていてるものであります。

この箱根山を始めとし、我が国には火山が数多く存在しております。昨年九月の御嶽山の噴火による被害を思い起こしてみても、早急に火山に係る防災対策を進めていく必要があり、国としても

元の人々の暮らしに悪影響が生じることは避けなければなりません。

放送は、国民生活に必要不可欠な情報提供手段であります。災害時においても迅速かつ正確な情報提供が求められております。今般の箱根山の火山活動に関する放送事業者の情報提供について、

総務省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げま

ります。災行政無線等の整備に対する財政支援などを行つております。

本年三月に取りまとめました中央防災会議の下に設置された火山防災対策推進ワーキンググルーブの報告において、火山防災対策を総合的に進めいくこととされています。この政府の方針を踏まえまして、今後とも関係省庁との連携を密にして、地方公共団体に対する必要な助言等を行つまいります。

○藤川政人君 大臣のバイタリティーと思いやりの心で、是非、それぞれの自治体が本当に平穏な、また未来に向けて活動ができる、この災害国日本の中においても大切な仕事としてこれからも

なお一層御推進いただきたいと思います。

また、今回の箱根山の火山活動は、現時点では火口周辺規制レベルでありますが、世界有数の観光地であります箱根では宿泊のキャンセル等、その影響が広く及んでいるとの報道もあります。

火山活動等の災害対応におきましては、人命第一で危険な地域に立ち入ることがないよう適切な情報が提供されるとともに、あわせて、気象庁の火山活動情報や科学的知見と懸け離れ、箱根地域全体会が危ないといつたいわゆる風評被害により地

元の人々の暮らしに悪影響が生じることは避けなければなりません。

放送は、国民生活に必要不可欠な情報提供手段であります。災害時においても迅速かつ正確な情報提供が求められております。今般の箱根山の火山活動に関する放送事業者の情報提供について、

総務省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げま

ります。動につきましても、放送法第百八条の規定に従い、適切な情報提供が行われるものと考えておるところでございますけれども、今後とも国民・視聴者に対して適切な情報提供が行われることを期待しているところでございます。

○藤川政人君 放送法に基づいてしっかりと過度な心配を掛けることなく、そしてやはり人命が第一だと、適切な情報は適切な形で報道する、それに対しては、安藤局長からも、しっかりと放送事業者各社において進めていただけるようにまた御指導、御助言をいただきたいと思います。

少々時間が早いですが、私の質問は以上とさせていただきます。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党・新緑風会の尾立でございます。

今日は、NHKの皆さんとあと総務大臣に質問させていただきたいと思いますが、流れもございまますので、今日は、実は五月の十七日に投票が行われます大阪市における特別区設置に関する住民投票のことからまず質問させていただきたいと思つております。

今、非常に賛成派、反対派、ヒートアップしておりますけれども、大事なことは、やはりしっかりと実験を、またメリット、デメリットを住民の方がしっかりと理解をした上でこの投票に臨むべきだと思います。

今、非常に賛成派、反対派、ヒートアップしておりますけれども、大事なことは、やはりしっかりと実験を、またメリット、デメリットを住民の方がしっかりと理解をした上でこの投票に臨むべきだと思います。

また、大阪に住んでおりますと東京のことは余りよく分からぬもので、この前の日曜日です

いう意味で、まず実験確認を幾つかさせていただきたいと思います。

また、大阪に住んでおりますと東京のことは余りよく分からぬもので、この前の日曜日です

いう意味で、まず実験確認を幾つかさせていただきたいと思います。

また、世田谷区長の保坂展人区長にお越しいただいた、特別区における権限と財源の在り方や住民自治の在り方などもお聞かせをいただいて、シンボジウムを開きました。

その中で、やはり保坂区長からは、もし自分が政令市や市に移行できるならば、もううろ手を擧げすぐ特別区から政令市や市になりたいといふ

ようなこともおっしゃつておりましたし、また、その中で、おれおれ詐欺というのがありますか

○国務大臣(高市早苗君) 今御指摘ありましたように、箱根山だけではなく御嶽山の噴火もございましたので、この火山防災対策は喫緊の課題だと御見解を伺いたいと存ります。

○国務大臣(高市早苗君) 今御指摘ありましたように、箱根山だけではなく御嶽山の噴火もございましたので、この火山防災対策は喫緊の課題だと御見解を伺いたいと存ります。

放送事業者においては、今般の箱根山の火山活